

4 LX(ローカル・トランスフォーメーション)の推進

(4) 産業競争力の強化 ⑤ 生産性の高い持続可能な農林水産業の実現

国への提案事項

1 農業生産基盤の整備に必要となる農業農村関係予算の確保

- 農業従事者の減少が大きい中山間地域に多くの農地が所在する本県においても、担い手がスマート農業技術を活用しながら生産性を高めることができる農業基盤の整備、また農業経営を持続するための施設の機能保全対策等へ必要となる予算を確保すること。

2 経営力の高い担い手への農地集積の更なる促進

- 農地中間管理機構が借り受けた農地の賃借料の徴収事務、貸借条件変更や権利の再設定等に係る経費は、国において継続的な予算措置を行うこと。
- 農業経営基盤強化促進法改正に伴い、農地中間管理機構の事務量の激増が見込まれることから、十分な予算措置を行うこと。

3 持続可能な水産業のための対策の実施

- 広域回遊魚種の適切な資源管理に向けて、特に、資源の減少の著しい魚種については、国が主体となって、関係府県と調整し、資源減少の原因究明や資源調査結果の取りまとめなどを実施すること。
- 栄養塩類管理計画の策定に必要となる栄養塩類の拡散状況について、本県海域の状況に沿ったシミュレーションモデルを、環境省と連携して早急に提供すること。

【提案先省庁:財務省、農林水産省】

1 農業生産基盤の整備に必要となる 農業農村関係予算の確保

現状/広島県の取組

- 広島県の農地は、区画が小さく、ため池など小規模な水源が多いため現状のままでは生産性の向上が難しい状況にある。
- このため、区画整理や排水対策等農業生産基盤の整備に取り組み「品質と収量の確保」と「生産経費の削減」に取り組んできた。
- こうした整備を契機として、県内外から担い手が定着し、順次、経営規模を拡大するなどの効果が発現している。

農業農村整備事業（大区画化、排水対策など）を契機として実現された生産性の高い農業生産



中山間地に広がる農地
(R4ひろしまの農村フォトコンテストより)

4 LX(ローカル・トランスフォーメーション)の推進 (4) 産業競争力の強化 ⑤ 生産性の高い持続可能な農林水産業の実現

課題

- スマート農業等の導入に不適な農地も多くあり、再整備を含めた農業生産基盤の整備による環境整備が必要である。

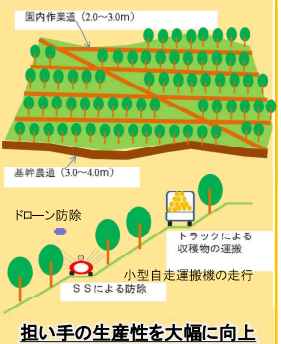


荒廃が進む樹園地



再生した樹園地のイメージ
(R4ひろしまの農村フォトコンテストより)

農業基盤整備の実施



- 農業用施設の劣化による突発事故が増加している。こうした事故の未然防止と管理の省力化への対応が必要である。



ゲート巻上機の劣化



パイプラインの破損

2 経営力の高い担い手への農地集積の更なる促進

現状/広島県の取組

- 農地中間管理事業の開始当初は集落営農法人の新設及び規模拡大に関連した活用がほとんどを占めていたが、近年は農業参入企業、認定農業者及び認定新規就農者の活用が増加している。
- これらの経営体は園芸品目を導入する 경우가多く、担い手不在で農地の遊休化が進む地域に、園芸品目を生産する新たな担い手が参入することで、土地生産性が向上し、新たな雇用の創出によって経営発展につながっている。

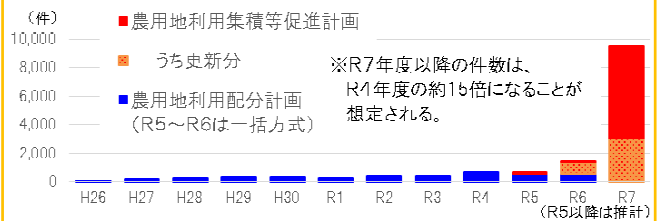
【機構を活用した園芸用農地の集積(ha)】

年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
単年度集積面積	1	30	39	53	75	52	80	39	66
累計	1	31	70	123	198	250	330	369	435

課題

- 農地中間管理機構がこれまで集積した農地に係る賃借料の徴収・支払事務、契約変更や更新に係る事務は毎年増加し、相続による振込口座の凍結への対応、災害等による減収に伴う賃借料金の変更、相続や贈与に伴う所有権移転等の変更事務が増加している。
- 令和7年度以降は地域計画の達成に資するとされたものはすべて機構を通じた権利移動となるため、業務の激増が想定される。
- 業務を委託するにあたって、委託先が見つからないことや、仮に委託した場合においても、権利を中間保有することで発生する責務を果たす必要があることから、適切に業務を遂行できる予算と体制を確保する必要がある。

【農地中間管理機構の取扱件数】



3 持続可能な水産業のための対策の実施

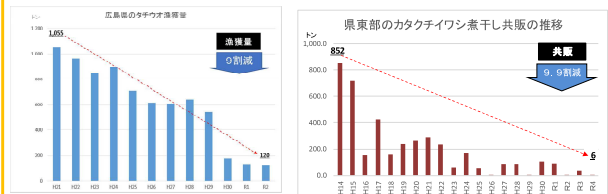
現状/広島県の取組

- 水産資源の増大に向け、漁獲対策、環境対策、栄養塩対策等に取り組んでいる。
- 【漁獲対策】
- 地先定着魚種における漁獲サイズ規制や禁漁日の設定などの漁業者による資源管理を行うとともに、種苗放流による資源添加を行っている。
- 【環境対策】
- 魚の餌場や住みかを確保するため、藻場造成を毎年約2ヘクタール整備するとともに、有機物の堆積した底質の改善を図るため、海底耕うんを実施し、効果検証を行っている。
- 【栄養塩対策】
- 下水道の管理運転による栄養塩類の増加と水産資源の回復との関連性を確認するため、カキ、アサリを対象とする実証試験を令和5年10月から開始する。

課題

【漁獲対策】

- 広域回遊魚種のタチウオについては、平成21年から9割減少しているが、減少要因が不明確であり、広域的な対策が必要である。
- カタクチイワシは、隣接県と共同で資源管理を行っているものの、県東部において漁獲量が激減しており、効果的な対策が必要である。



【栄養塩対策】

- 窒素やリンなどの栄養塩類濃度を県が管理できる制度が創設され、管理計画を策定する場合には、栄養塩と水産資源の因果関係の証明や、動的シミュレーションが必要である。

4 LX(ローカル・トランスフォーメーション)の推進 (5) 地方移転及び地方還流の促進

国への提案事項

1 移転促進に向けた企業への調査・分析

- 東京圏の企業に対し地方移転に関するニーズや実態、コロナを契機とした地方への関心の高まりといった変化の調査を行うなど、定量的な分析結果に基づき課題を明確にした上で、新たな地方創生を展開し、東京一極集中の解消に効果的な対策を講ずること。

2 地方移転を促進するインセンティブの構築

- 集中移転期間を設定の上、東京圏から地方に本社を移転した企業に対する国独自の移転促進交付金(仮称)制度を創設すること。
- 企業全体の雇用増ではなく地方の雇用増に着目した本社機能の移転に対する地方拠点強化税制の更なる拡充を図ること。
- 東京圏から地方に移転する企業の不動産譲渡益及び企業立地補助金の益金不算入制度を創設すること。
- 本社機能の移転に伴い、地方へ転居する従業員に対しての移住支援制度を創設すること。

4 LX(ローカル・トランスフォーメーション)の推進 (5) 地方移転及び地方還流の促進

国への提案事項

3 地方企業の人材投資に係る財政支援の強化

- 感染症拡大を契機に地方転職への関心が高まるなど、国民の意識・行動の変容が見られる今、東京一極集中の是正を強力に進めるとともに、コロナ収束後を見据えた地方企業の成長戦略実現のための人材投資の促進に係る自治体の取組に対して、財政支援を強化すること。

4 プロフェッショナル人材の還流に向けた取組の継続

- デジタル人材が質・量ともに不足していることに加えて、都市圏への偏在も課題となる中、地域企業の経営課題解決に必要なデジタル人材等の獲得を支援するプロフェッショナル人材戦略拠点をはじめとする人材マッチングの取組を強化し、地方へのプロフェッショナル人材の還流を促進すること。

【提案先省庁:内閣府、厚生労働省、経済産業省】

4 LX(ローカル・トランスフォーメーション)の推進
(5) 地方移転及び地方還流の促進

現状／国の取組状況等

○ 人・モノの東京への過度の集中

- ・ 全国の事業所の約25%が東京圏に所在。
- ・ 東京圏(東京、埼玉、千葉、神奈川)への本社移転は、令和4年は転出超過となったが、平成23年から令和2年までの間10年連続転入超過が続いていた。

○ 企業ニーズと施策のミスマッチ

- ・ 本社機能の社員数は減少傾向であるが、雇用促進税制は法人全体の雇用増を求めている。
- ・ 地方移転の実現を試みる企業が、本社機能の新設等に伴う経費全体への支援等を求める中で、現行の施設のみに対する減税策では企業にとって十分なインセンティブが与えられていない。

【地方拠点強化税制】～令和4年度税制改正内容～

- ・ 適用期限を令和6年3月末まで2年間延長
 - ・ 特例措置の対象となる事業部門の追加及び対象施設の整備期間の延長
 - ・ 雇用増加要件の緩和等の雇用促進税制の拡充
- ※雇用促進税制の適用に係る上限人数は、法人全体の雇用者数で変更なし

課題

- 東京一極集中は日本全体の構造的課題であり、国が自ら率先し、企業の東京圏から地方への移転促進に係る具体的な課題解決を図る必要がある。
- 新型コロナウイルス感染症の拡大により、東京一極集中のリスクが改めて浮き彫りとなった。
- 企業の地方移転の促進に向けて実態把握、施策の明確化や効果検証等を行いながら、成果を挙げていく必要がある。

(地方拠点強化税制)

- 地方移転によるデメリットを上回るメリットを企業が感じ、より多くの企業が地方への移転を行うため、現行の減税策以外の支援制度を設ける必要がある。

4 LX(ローカル・トランスフォーメーション)の推進
(5) 地方移転及び地方還流の促進

現状／広島県の取組

○ 「プロフェッショナル人材戦略拠点」の設置

- ・ 潜在成長力のある地域企業に対し、プロフェッショナル人材の採用支援活動を行う、「プロフェッショナル人材戦略拠点」を平成27年10月に全国で最初に設置し、活動を開始

【拠点の活動実績(令和5年1月末までの累計)】

	相談件数	成約件数
全国	84,957	20,179
広島県	2,900	700(※)

(※) 連携する登録人材紹介会社主導の成約件数も含めた県全体の成約件数は、1,626件

○ プロフェッショナル人材受入コストの支援

- ・ 人材紹介手数料の一部補助による企業の負担軽減策を実施

【補助金交付実績(令和5年3月末までの累計)】

	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	計
補助件数	20	33	34	40	53	39	41	260
首都圏からの転職・転居数	5	18	8	12	29	17	22	111
割合	25.0%	54.5%	23.5%	30.0%	54.7%	43.6%	53.7%	42.7%

令和2年度以降、首都圏からのプロ人材の転職・転居が高水準で推移。コロナ禍が地方転職潜在層に与えた影響がうかがえる。

課題

- プロフェッショナル人材事業は順調に成果を挙げているものの、東京圏の転入超過は約9万人(令和4年)となっており、東京一極集中の解消には至っていない。
- 高度なデジタル人材等の地方還流を促進することにより、地方企業の成長戦略の実現を後押しする必要がある。

4 LX(ローカル・トランスフォーメーション)の推進 (6) 地方分権改革の一層の推進

国への提案事項

1 地方分権改革の一層の推進

○ 国と地方の役割分担の抜本的な見直し

- ・ 新型コロナウイルス感染症対策に限らず、あらゆる施策において、適切なガバナンススコープ(国・地方それぞれが、施策効果を最大限発揮できる範囲)に応じた、適切な責任・権限に基づく資源の配分の見直しを行うこと。

○ 抜本的な見直しへの道筋

- ・ 「国と地方の協議の場」に分野別の分科会を設置することに加え、国と地方が率直に意見交換し、協働して政策形成を行う基盤となる議論ができる場を設けること。
- ・ また、令和5年3月31日、閣議決定された「効率的・効果的な計画行政に向けたナビゲーション・ガイド」が実効性を発揮できるように、各府省が制度の検討等に取り組む際に確実に活用すること。
- ・ 計画策定事務をはじめとし、法令の可能規定や任意規定、事務連絡により地方に対して実質的に義務付けている国の事務については、廃止又は法定受託事務に位置付け、確実に財政措置を行うこと。

2 地方分権型道州制の実現

- ・ 道州制の制度設計等を本格的に議論するための具体的な取組を促進すること。

【提案先省庁:内閣府】

4 LX(ローカル・トランスフォーメーション)の推進 (6) 地方分権改革の一層の推進

現 状 / 課 題

1 地方分権改革の一層の推進

● 国と地方の役割分担の抜本的な見直し

新型コロナウイルス感染症対策では、保健所を巡るガバナンスが複数存在することで、国と地方の役割分担が曖昧になり、保健所の負担となったことが明らかになっている。国・地方それぞれにおいて、ガバナンスを効果的に発揮し得る範囲は異なることから、役割分担の抜本的な見直しは急務。

● 抜本的な見直しへの道筋

- ・ 分野別分科会の設置に加え、国と地方が率直に意見交換できる場が必要。
- ・ 国の事務は本来国の機関で執行すべき。地方に事務を課す場合は法定受託事務として明確に位置付け、財政措置を行う必要がある。
- ・ 義務付け・枠付けは依然として多用され、計画策定事務など新たな義務付けも行われており、地方の声が反映されていない。
- ・ 令和4年度の骨太方針において、「計画策定」に関して、「地方の自主性及び自立性を確保する観点から、できる限り新設しないようにすることや、真に必要な場合でも計画等の内容や手続は、各団体の判断にできる限り委ねることを原則とする」などが盛り込まれ、令和5年3月31日、「効率的・効果的な計画行政に向けたナビゲーション・ガイド」の閣議決定がなされた。

2 地方分権型道州制の実現

- ・ 国全体の活力と成長を促進するためには、国の機能を大幅に移譲した新たな広域自治体を形成することにより、国と地方双方の政府機能を強化した「地方分権型道州制」の実現が必要。
- ・ しかし、平成30年に自由民主党道州制推進本部が廃止、令和4年の参議院議員総選挙では、政権公約に道州制の導入を掲げた政党は1つのみ。

5 安心・安全な暮らしづくり (1) 地域医療体制の確保

国への提案事項

1 地域医療構想の加速に向けた財政支援の拡充

(1) 地域医療介護総合確保基金の対象事業の拡充・延長

- 2040年に向け検討を進める地域医療構想において、医療機能の分化・連携の更なる加速に向け、地域医療介護総合確保基金などによる財政的な支援制度を継続すること。
- 地域の実情に応じ、必要となる大規模な再編を伴う、基幹病院の整備については、地域医療構想を大きく加速する役割を担う一方で、医療資源の集約や提供する機能からすると、現状の地域医療介護総合確保基金における支援制度のみでは財政的な負担が大きいことから、大規模な再編における整備等に対する支援制度の新設・拡充を図ること。

(2) 公立病院を中心とした機能分化・連携強化に係る地方財政措置の充実

- 「公立病院経営強化ガイドライン」に基づき進める場合の、「公立病院経営強化の推進に係る財政措置等」における、病院事業債(特別分)の元利償還金に対する普通交付税措置の措置率や措置対象となる建築単価の実態に応じた見直しなど、支援制度について拡充を図ること。

2 医療分野デジタル技術の活用による医療提供体制の構築

- 新興感染症や災害発生時、医療資源の少ない中山間地域の診療体制を維持するため、遠隔診療の補助の補助率の拡充及びオンライン診療・服薬指導に必要な機器整備への補助制度の創設など、効果的・効率的な医療提供体制の構築への財政措置を行うこと。

【提案先省庁: デジタル庁、総務省、厚生労働省】

5 安心・安全な暮らしづくり (1) 地域医療体制の確保

1 地域医療構想の加速に向けた財政支援の拡充

現状

- 無医地区数は全国ワースト2位
広島県内の無医地区数: 2014年 54か所→2019年 59か所
- 若手医師が減少
広島県内の20～30歳代の病院勤務医師数の増減率:
2002年→2020年 92.9%(全国 111.5%、広島市 104.2%)
- 救急搬送困難事案の割合が高い
広島県の現場滞在時間30分以上の割合: 7.8%
…政令市のある都道府県ワースト6位/16
- 医師の働き方改革が迫る(2024年4月～)
時間外勤務の年の上限時間: 救急医療等は1,860時間
- 急性期病床は過剰、回復期病床は不足
2025年の必要病床数との差(広島二次医療圏):
高度急性期・急性期 1,448床、回復期△1,928床

【参考】広島県における病床機能別病床数

区分	2014年7月1日 (病床機能報告)	2021年7月1日 (病床機能報告)	2025年必要病床数 (暫定推計値)	過不足	
	①	②	③	②-③	
広島県	高度急性期	4,787	3,953	2,989	964
	急性期	14,209	11,945	9,118	2,827
	回復期	3,284	6,121	9,747	△ 3,626
	慢性期	10,368	8,361	6,760	1,601
	林 檪 等	323	718		718
	計	32,971	31,098	28,614	2,484
広島医療圏	高度急性期	2,858	2,585	1,585	1,000
	急性期	5,591	4,690	4,242	448
	回復期	1,400	2,578	4,506	△ 1,928
	慢性期	4,213	3,027	2,730	297
	林 檪 等	118	300		300
	計	14,180	13,180	13,063	117

広島県の取組

- 広島県においては、高度な医療や様々な症例を集積する新病院の整備と共に、医療人材の確保・育成・派遣等により、将来にわたって県全域の医療提供体制を確保することを目標とした「高度医療・人材育成拠点」基本構想(R4.11)を策定し、医療機関の再編・統合等による新病院の設置について関係医療機関と検討を進めている。

課題

- 新病院においては、救急・小児・災害・感染症など不採算・特殊部門に関わる医療や高度・先進医療、へき地医療の提供、広域的な医師派遣の拠点としての機能の提供などの役割を担う見込みであり、こうした政策医療においては、一定の県による経費負担が見込まれることが課題となっている。
- また、都市部における、複数の医療機関の統合などにより、大規模に医療資源を集約し高度医療・先進医療を担う基幹病院を整備する場合には、人材集約、新規土地取得に加え、建設費等の急激な上昇のほか昨今の物価高等の影響により、多大なコストを伴うことが見込まれている。
- そのため、地域医療構想に基づく医療機能の分化・連携の加速には、地域医療介護総合確保基金や公立病院経営強化の推進に係る財政措置等における、財政的な支援制度の更なる充実が必要となっている。

【公立病院を中心とした機能分化・連携強化に係る地方財政措置の概要】

区分	交付税措置	対象経費
病院事業債 (特別分)	元利償還金の40% 【参考】通常分 元利償還金の25%	①患者搬送車、遠隔医療機器整備費 ②医療情報の共有等のための情報システム整備費 ③高度・救急医療施設・医師の研修派遣施設・設備整備費 ④基幹病院以外の既存施設の改修、医療機器整備費 ⑤統合等に伴う基幹病院の整備費

1 地域医療構想の加速に向けた財政支援の拡充

「高度医療・人材育成拠点」基本構想(R4.11)の概要

1 目指す姿

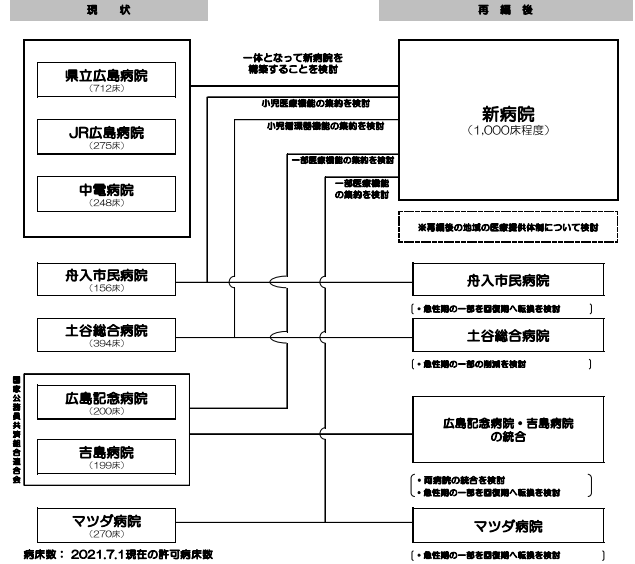
- 医療資源や症例の集積による高度医療の拠点整備と医療機能の分化・連携により、全国トップレベルの高い水準の医療と患者の状態に応じた切れ目のない医療を提供する。
- 大学との連携による人材育成の拠点整備により、医療人材を確保し、県内全域の地域医療提供体制を確保する。

2 高度医療拠点(新病院)の概要

整備予定地	広島市東区二葉の里三丁目
コンセプト	全ての県民が、質の高い医療を安心して受けることができる、地域医療連携の中核となる病院を目指すとともに、人材を惹きつけ、医師や看護師等の医療スタッフにとっても働きやすく、働きがいのある病院を目指す。
病床規模	1,000床程度
主な医療機能	<ul style="list-style-type: none"> ○ 三次救急及び二次輪番病院のバックアップ “断らない救急” ○ 小児救命救急センター(ER機能併設)、成育医療センター ○ がん治療センター、脳卒中センター、心臓病センター、外傷センター ○ 新興・再興感染症拡大時に対応可能な体制 ○ 基幹災害拠点病院として人材育成・派遣など災害医療体制の強化に貢献 ○ ICT技術を活用したスマートホスピタル ほか
開院予定	2030年度(工期短縮について検討)

3 医療機能の再編計画

- 高度な医療資源が集中する広島都市圏において、適切な役割分担と連携による地域完結型医療を実現するため、医療機関を再編することについて、関係医療機関と検討を進める。



4 整備スケジュール(見込)

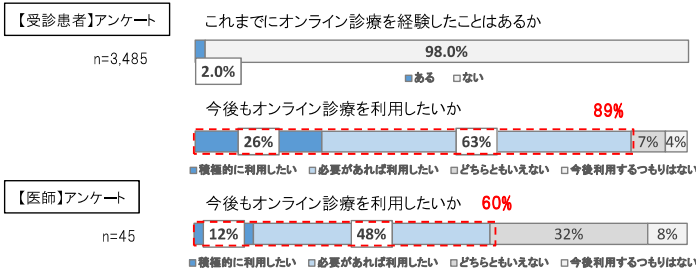
2022年11月基本構想⇒2023年基本計画⇒2030年新病院開院

2 医療分野のデジタル技術の活用による医療提供体制の構築

現状／広島県の取組

【新興感染症への対応】

- 新型コロナウイルスの感染急拡大に伴い、自宅療養者のための臨時医療施設「広島県オンライン診療センター」を令和4年1月14日に設置し、令和5年2月28日までに、延べ19,655人のオンライン診療を実施している。
- アンケート調査の結果から、センター受診前のオンライン診療の利用率はわずか2%であった一方で、患者・医師ともに、継続利用のニーズは高い。



【医療資源が少ない中山間地域での対応】

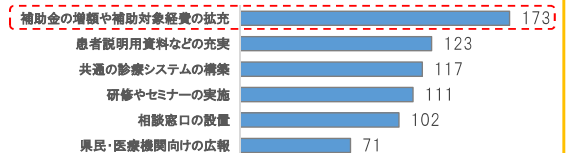
- 中山間地域で、広域かつ医師不足に対応するため、令和3年に患者の自宅近くの集会所と病院をオンライン(DtoP WithN)でつなぎ、診療を試行した。
- 令和3年8月、大雨による土砂崩落により基幹道が通行止めとなったが、上記の仕組みを活用して医療を提供することができた。



課題

- 遠距離や接触に伴う診療上の課題解決のためにも、患者が必要時にオンライン診療を選択できる体制づくりが必要。
- オンライン診療の導入にかかる初期費用の負担が、導入を阻害する要因の一つになっている。医療機関へのアンケート調査においても、補助金の増額や補助対象経費の拡充を望む声が最も多かった。

県に対する要望・提案について(複数選択可) n=496



- 遠隔診療の機器整備においては、医療施設等整備費補助金(遠隔医療設備整備事業)の国庫補助制度があるが、医療機関側の負担が大きいことなどから、活用が進んでいない。

【医療施設等整備費補助金(遠隔医療設備整備事業)概要】

基準額	補助率	課題
遠隔画像診断(16,390千円)	1/2	補助率が1/2であるため、医療機関の財政負担が大きい。

5 安心・安全な暮らしづくり

(2) 鉄道ネットワーク及びJRのあり方に関する方向性の議論

国への提案事項

1 鉄道ネットワーク及びJRのあり方に関する方向性の議論

主にJRが担う全国的な鉄道ネットワークの方向性に関しては、一部線区の方向性は示されているものの、JR各社の事業構造等を踏まえた鉄道ネットワーク全体の方向性は触れられていない。

- 国鉄改革から30年以上経過した状況を踏まえ、分割民営化が地方に与えた影響、分割方法の妥当性、国鉄改革の精神等を改めて検証し、社会情勢の変化や、現在のJR各社の経営、事業構造及び内部補助の考え方等についても踏まえた上で、基幹的線区以外の線区も含めた全国的な鉄道ネットワークを維持・活性化するための方向性について示すこと。
- また、利用者が大幅に減少し、危機的状況にある路線の在り方について検討する際には、当該事業者の全路線の収支に関する情報が開示され、それを踏まえた上で、個別の路線の役割や在り方が議論される仕組みとすること。

2 関係者で合意された取組を実現する手段の担保及び予算措置

- 再構築協議会等において、関係者で合意された取組の持続可能性が最も高いものとなるよう、国による財政支援や、「JR各社がその持続的な運行及び利便性の確保に最大限の協力を行うべき」ことについて、法律等で担保するとともに、国において十分な支援額を確保すること。

3 鉄道事業者の経営基盤の安定化への支援

- 鉄道ネットワークは国全体・地域双方にとって重要であり、ひとたび廃止等が行われれば容易に復活できないことを踏まえ、JR各社の地方路線の果たす役割が引き続き堅持されるよう、国の責任において同社に対する経営支援及び指導を行うこと。

【提案先省庁：国土交通省】

5 安心・安全な暮らしづくり (2) 鉄道ネットワーク及び JRのあり方に関する方向性の議論

現状

【JR西日本の現状】

- 令和4年4月及び11月、特定線区のみを取り出し、ローカル鉄道に関する課題認識と、輸送密度が1日2,000人未満の線区に関する「収支率」「営業係数」「営業損益」について発表。
- 令和4年11月、国の法制度化を待つことなく、「特定的前提を置かない将来の地域公共交通の姿の議論」について、今後の進め方を国に相談。

【国の現状】

- 令和4年2月～7月、有識者検討会を実施し、提言を公表。
- 令和5年2月、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律案」が閣議決定され、法案成立に向けた議論が進んでいる。(成立は令和5年4月中旬～下旬頃、施行は令和5年秋頃の見込み)
- 法改正は、ローカル鉄道に関する議論や支援の枠組の創設が中心になっており、ローカル鉄道の議論に関して、国が主宰する「再構築協議会」の創設は、本県をはじめ、全国知事会等で要請してきた、ローカル鉄道の在り方を、地域の公共交通全体の中で、国も主体的に関与し、協議の場に入って検討を行うことが反映されている。
- 財政支援は、協議会での議論の結果、「社会資本整備総合交付金」による施設整備等への新たな支援が創設されている。

【広島県の現状】

- 令和2年度から、鉄道ネットワークを活用して地域交流の拡大等を図る事業を創設し、鉄道利用促進の取組を進めている。
- 令和3年8月から、JR西日本の申入れ(同年6月)を受け、本県・庄原市・岡山県・新見市が、JR芸備線の利用促進等について協議・検討を進めている。

広島県の取組

- 有識者検討会への参加(令和4年3月及び5月)、国交大臣への提言(令和5年5月(有志28道府県))や要請(令和5年11月(全国知事会))など、様々な機会を通じて「国の交通政策の根幹としての鉄道ネットワークのあり方」や「止むを得ずモード転換等した場合の移動手段を持続可能なものとするための支援」のほか、JR西日本の特定線区のみを取り出し「内部補助を含めた事業構造が維持できなくなった」という主張が、地域に対する説明として不十分であることを申し入れてきた。
- 令和5年2月、岡山県と合同で、JR西日本と国土交通省に対してヒアリングを実施し、JR西日本に対し、「JR西日本管内の『全路線収支の開示』」、「それを踏まえた『内部補助の持続可能性』」について説明を求めたが、十分な説明は無かった。

課題

- 鉄道については、個別路線の在り方を検討する前に、ネットワーク全体としての方向性を示すことが必要であると考え、そのためには内部補助の考え方の整理が必須であるが、このことが議論されていない。
国鉄改革の経緯を踏まえ、改めてJR分割方法の妥当性や、改革時の鉄道ネットワーク維持の精神などを検証・総括し、現在のJR各社の経営、事業構造及び内部補助の考え方などについても踏まえ、基幹的線区以外の線区も含めた鉄道ネットワークのあり方を整理する必要があると考える。
- 利便性が高く、持続可能な地域の公共交通の実現には、施設整備等への支援だけでなく、転換後の運行経費についても支援が必要だと考えるが、法案には、運行経費に対する支援が含まれていない。

5 安心・安全な暮らしづくり

(3) 生活交通の維持確保のための支援

国への提案事項

1 交通事業者への支援の継続・拡充

- 公共交通事業者は、新型コロナウイルス感染症の影響による利用者の大幅な減少とその後の回復の遅れや燃料価格の高騰により、経営状況が悪化している中においても、需要喚起の取組や減便等を行いながら路線を維持確保し続けている。

一度、地域公共交通ネットワークが失われると、その復元を図ることは困難であるため、コロナ禍の影響が収束し需要が回復するまでの間、交通事業者に対する財政的支援を継続・拡充するとともに、引き続き、燃料価格高騰に対する支援を継続すること。

2 持続可能な公共交通実現に向けた財政措置の拡充

- 地域住民の移動を確実に確保し、地域公共交通を持続可能なものとするため、「交通DX・GXによる経営改善支援事業」等、地域交通のグリーン化・デジタル化に向けた補助事業の補助率の嵩上げを行うこと。

例)EVバスの導入、AIオンデマンド、キャッシュレス決済等の交通DX・GXを推進するための投資に係る初期費用に対する補助率の嵩上げ

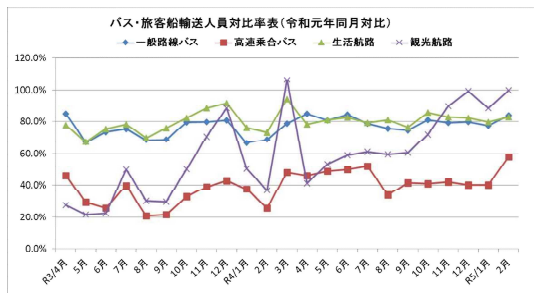
【提案先省庁：国土交通省】

5 安心・安全な暮らしづくり (3) 生活交通の維持確保のための支援

現状／広島県の取組

【広島県の現状】

- 公共交通事業者については、令和2年度から続く新型コロナウイルスの感染拡大と感染防止のための外出自粛要請、新たな生活様式の定着などの影響により、利用者数が回復しておらず、収益状況が悪化している。



- 地域公共交通が抱える構造的な課題に対応するためには、交通事業者、利用者、行政といった関係者が中長期的な視点を持って、一体的に取り組むことが不可欠であるとの認識から、「広島県地域公共交通ビジョン」の策定に取り組んでいる。

課題

- 新しい生活様式の定着などにより、感染拡大前ほどの公共交通利用が見込めない恐れがあり、公共交通事業者が安定的に継続していけるか懸念が大きい。
- 県内ほとんどの地域で人口は減少しており、特に中山間地域では今後50%以上減少することが予想される地域もあり、地域公共交通利用者の減少に直結している。
- 特に赤字路線が多い中山間部を運営する交通事業者にとっては、初期費用の高さがネックとなっているが、現行の補助制度だけでは不十分であるため、交通DX・GX推進に踏み切れない現状がある。

例)EVバス車両価格 標準6,000万円～1億円程度

※R5年度「交通DX・GX経営改善支援事業」を活用する場合:補助率1/2 実質負担額:3,000～5,000万円程度必要

5 安心・安全な暮らしづくり

(4) 持続可能なまちづくりの実現に向けた良好な居住環境整備等の推進

国への提案事項

本県では、地域の特性や規模に応じた「コンパクト・プラス・ネットワーク型」の都市構造へ転換するとともに、「安心・安全」を基本に、新型コロナ危機後の社会が求める空間に対する価値観を踏まえ、デジタル技術やデータなどを活用しながら、大都市圏では得られない「活力」と「魅力」に満ちあふれた広島らしい都市の実現に向け取り組んでいるところであり、次のとおり提案する。

1 財政措置の充実・拡充等

- ①土砂災害特別警戒区域の逆線引きの推進、②空き家対策の強化、③安定した公営住宅の供給、④建築物の耐震化の促進、⑤再開発事業等の促進による拠点性の向上、⑥公園、緑地等のオープンスペースの充実
- 事業に必要な財政措置の確保及び補助対象メニューの拡充等を行うこと。

2 制度等の改定

- 【①土砂災害特別警戒区域の逆線引きの推進、②空き家対策の強化】
- 法の改正又は運用指針等への位置づけ、取組を推進すること。

3 機運醸成・啓発等の強化

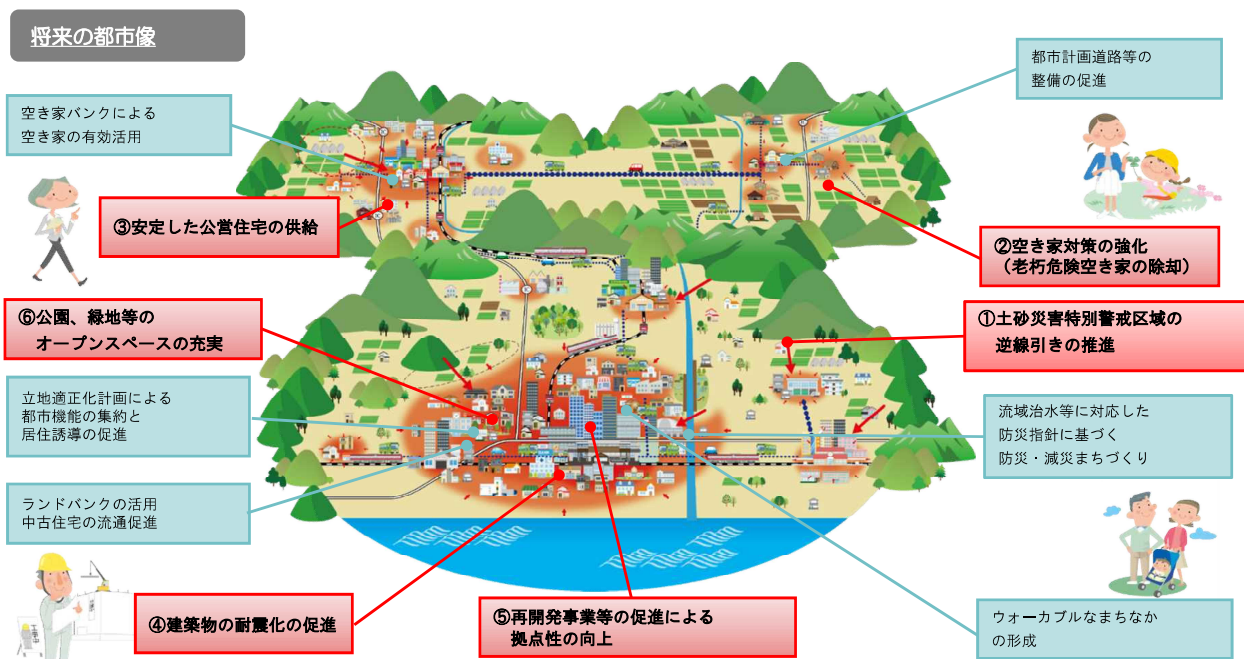
- 【①土砂災害特別警戒区域の逆線引きの推進、④建築物の耐震化の促進】
- 国民の行動を促すため、国においても啓発強化を図ること。

【提案先省庁：総務省、財務省、厚生労働省、国土交通省】

5 安心・安全な暮らしづくり

(4) 持続可能なまちづくりの実現に向けた良好な居住環境整備等の推進

国への提案事項



【提案先省庁：総務省、財務省、厚生労働省、国土交通省】

国への提案事項

① 土砂災害特別警戒区域の逆線引きの推進

都市計画制度による土地利用規制が円滑に進む環境整備	○ 災害ハザードエリアに対し、逆線引きや地区計画等を活用した土地利用規制について、積極的に促すよう都市計画運用指針に位置付けるとともに、住民の認知度向上や機運醸成に取り組むこと。
逆線引きに係る手続きの円滑化への支援	○ 逆線引きの箇所が多数予定されるため、都市計画法上の大臣同意における協議・調整期間を短縮するなど、手続きを簡略化すること。
財政措置の拡充	○ 地権者等の調査、都市計画の図書作成等にかかる費用について、集約都市形成支援事業等の国の支援メニューの対象とすること。

② 空き家対策の強化

特定空家等の解消の加速化(空家等対策特別措置法の改正)	○ 空き家に係る固定資産税等の住宅用地特例の除外対象範囲について、空家法に基づく勧告以前の段階において除外する場合の仕組みや基準を明確化すること。 ○ 代執行に至る手続きのうち、特に多数の相続人がいる場合の所有者等の探索基準を明確化する規定を追加するなど、手続きの簡素化を図ること。
財政措置の拡充	○ 代執行による空き家除却に係る国庫補助要件を緩和すること。
空き家の実態把握の効率化・円滑化への支援	○ インフラデータを活用した空き家予備軍を含む空き家の早期把握の仕組みづくりなど、空き家の実態把握の効率化・円滑化への支援を行うこと。
都市部の中古住宅の流通促進に係る支援	○ 都市部(居住誘導区域内)のスポンジ化の解消に向け、中古住宅の流通を促進し、新築と中古のバランスのとれた住宅市場を実現するためのインセンティブ策を拡充すること。

国への提案事項

③ 安定した公営住宅の供給

更新時期を迎えた公営住宅の長寿命化や建替えへの支援	<p>都市の社会構造を維持していくために、住宅セーフティネットの中心的役割を担う公営住宅を、将来に渡って安定的に供給していく必要がある。</p> <p>高度経済成長期に集中して建設した県営住宅が、一斉に更新時期を迎えており、計画的かつ着実に建替事業の推進を図るうえで、事業費の確保が必要であるため、次のとおり要望する。</p> <p>○ 公営住宅整備事業等に係る社会資本整備総合交付金を確保するとともに、既設公営住宅の除却に係る入居者の移転経費を交付対象とすること。</p> <p>○ 同じ公営住宅でも大都市より地方都市の方が家賃収入が少ないことを踏まえ、地域に応じた交付金の国費率を設定すること。(現状は全国一律45%)</p>
---------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

④ 建築物の耐震化の促進

民間建築物等の耐震化	○ 多数の者の避難や救援・救護活動に関係する避難路沿道建築物などについて、財政措置(特別交付税の措置率の嵩上げ等)の拡充を図ること。 ○ 令和5年度末までとされている補助事業の期間の延長を図ること。
社会福祉施設等の耐震化	○ 多くの要配慮者が利用する障害児者関係施設や公立保育所等について、耐震化を促進できるよう財政措置の充実を図ること。
住宅の耐震化	○ 地震により倒壊する可能性の高い住宅の除却と災害リスクの低い地域への居住誘導など持続可能なまちづくりの促進のため、総合支援メニューの対象に除却及び非現地建替えを追加すること。
国民への啓発強化	○ 耐震化に対する国民の行動を促すため、国においても啓発強化を図ること。

国への提案事項

⑤ 再開発事業等の促進による拠点性の向上

継続的な財政措置	○ 広島県の中核拠点性向上に資する紙屋町・八丁堀地区における都心の活性化に向けたリーディングプロジェクトである基町相生通地区第一種市街地再開発事業が本格化することから、着実に推進するために必要な財政措置を図ること。
----------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------

⑥ 公園、緑地等のオープンスペースの充実

財政措置の確保	○ 集中的に更新時期を迎える施設の対策費用や利用者ニーズに応じた施設の充実化を図る費用等、都市公園等の施設整備のための予算を確保すること。
補助対象メニューの拡充	○ 都市公園等事業における公園施設改修や柔軟な利活用等に必要な整備に対して、補助対象メニューの拡充を図ること。 ○ 「公園施設長寿命化対策支援事業」等について、支援の一層の充実を図ること。

【提案先省庁：総務省、財務省、厚生労働省、国土交通省】

① 土砂災害特別警戒区域の逆線引きの推進

現状

[現状]

- 全国最多の土砂災害特別警戒区域 約4.5万か所
- 県内全域で約12万人が居住(推計)
- 上記のうち、市街化区域内に約5.7千か所
 ⇒都市のコンパクト化を進めながら、災害に強い都市構造に向けた逆線引き*の取組の推進が必要。
 ※都市計画上の市街化区域を市街化調整区域に変更すること

[目標]

- ・防災上危険が懸念される地域の居住人口 12万人(R2) ⇒ 10万人以下(R12)
- ・縁辺部の未利用地を令和6年度に1度目の逆線引き
- ・今後20年で段階的に逆線引きを完了。
- ・50年後に特別警戒区域内の居住者をゼロにする。

[国の取組]

- 都市再生特別措置法等の一部改正。
 - ・都市計画区域全域において、土砂災害特別警戒区域における自己の業務用施設の開発が原則禁止。
 - ・居住誘導区域内の防災対策を記載する防災指針が位置付けられた。
- 流域治水関連法案等により、災害ハザードエリアにおける、地区計画の記載の充実や許可制度の創設など、土地利用規制に係る法整備が進められている。

課題

[環境整備に係る課題]

- 都市計画運用指針では、逆線引きを検討することが望ましいとの記載にとどまっており、一部の自治体で取り組まれているものの、全国的な取組となっていない。
- 逆線引きの必要性を全国的に住民が認知することにより、私権制限を受ける土地所有者が受忍しやすい環境整備が必要である。

[実務上の課題]

- 逆線引きの取組は、土地所有者等に対し、取組の必要性や生活への影響等を丁寧に説明しながら進めているが、所有者が特定できないことや取組内容が知られていないことなどにより、理解を得るのに時間を要している状況にある。
- 逆線引きの対象箇所が多いため、都市計画法上の手続きのための資料作成に膨大なリソースが必要となるとともに、手続きを円滑に進める必要がある。

② 空き家対策の強化

現状と将来推計

- 「広島県空き家対策対応指針」に基づき総合的な空き家対策を推進しており、空き家ポータルサイト「みんと。」などで空き家の利活用促進、空き家所有者・相続予定者の行動変容に向けた取組を強化している。
- 中古住宅の流通促進を図るため、「居住誘導及び中古住宅の需要拡大に向けた官民共創プロジェクト」、「不動産関連情報の一元化・オープン化による市場活性化」に令和5年度から着手している。

空き家の現状 (※1)	約44,300戸	推 計 値	R5 (2023) までに 約 7,600戸増加【5年間累計】 R10 (2028) までに 約13,000戸増加【10年間累計】
----------------	----------	-------	----------------------------------------------------------------------

※1 市町の実態調査結果を県で集計(H31. 4月実施) 主に1年間を通じて使用されていない戸建て住宅が対象で、共同住宅は除く。

課 題

1 特定空家等の解消の加速には、市町が迅速かつ柔軟に行政措置できる法制度への改善が必要

- 空き家に係る固定資産税の住宅用地特例については、空家法に基づく勧告により除外される。勧告以前については、「居住の用に供するために必要な管理を怠っている場合等で今後人の居住の用に供される見込みがないと認められる場合」には、除外されるものとする^(※2)が、仕組みや基準が不明確なため、市町から明確化してほしいとの意見が出ている。
※2 「地方税法第三百四十九条の三の二の規定における住宅用地の認定について」等の一部改正について(平成27年5月26日付総務省令第42号)
- ガイドライン等において、調査すべき公的書類が例示されたものの、多数の相続人がいる場合の所有者の探索範囲や、建物と土地の所有者が異なる場合の助言・指導・勧告などの手続の対象範囲が明確に定められていないことから、代執行に至るまでに多大な労力と時間が必要となっている。

2 市町による行政措置を加速するためには、財政措置の拡充が必要

- 代執行による空き家除却に対する国庫補助要件として、事前に除却費用の回収可否を明確にすることが必要であるが、代執行時点では、費用の回収可否や回収可能額の確定が困難である。市町による行政措置を加速するため、代執行による空き家除却に係る国庫補助要件緩和が必要である。

3 効果的な空き家対策の実施には、空き家予備軍を含む空き家を効率的かつ早期に把握することが必要

- 空き家対策計画の改定に合わせた空き家の実態把握は、調査に多大な労力と時間を要しており、事務の効率化・円滑化が必要である。電力データ等の活用により、空き家予備軍を含む空き家の効率的かつ早期の把握が期待できることから、インフラデータ等を活用した空き家の実態把握の仕組みづくりなど、事務の効率化・円滑化に向けた支援が必要である。

4 都市部の中古住宅の流通を促進するためには、中古住宅に特化したインセンティブ策の拡充が必要

- 我が国の全住宅流通量に占める既存住宅の流通シェアは約14.7%(平成25年)であり、近年ではシェアは大きくなりつつあるものの、欧米諸国と比べると1/6程度であり、依然として低い水準にあることから、中古住宅に特化した税制改正等のインセンティブ策の拡充が必要である。

③ 安定した公営住宅の供給

広島県では、「誰もが暮らしやすい住環境の実現」を基本理念とした「県営住宅再編5箇年計画(第3次)」(計画期間: 令和3~7年度)を策定し、県営住宅の長期的な安定供給を図るための取組を進めている。

現状/広島県の取組

(現状)

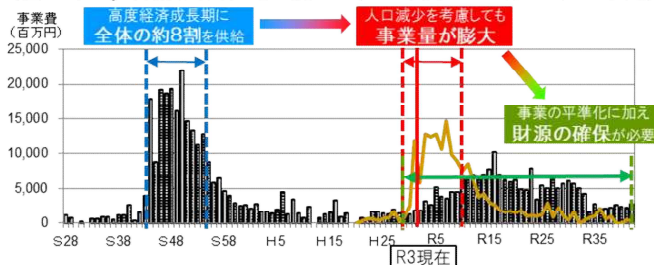
- 昭和40~50年代に建設された県営住宅が約80パーセントを占め、一斉に更新時期を迎えている。

(広島県の取組)

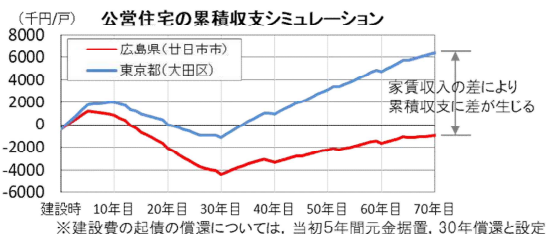
- 人口・世帯数の減少も踏まえ、県営住宅の総量を中長期的に削減しつつ、地域ごとの需要を考慮した建替統廃合を積極的に進めるなど、効率的な供給に取り組むこととしている。
- 長寿命化等により建替時期を分散化させ、事業量の平準化を図ることとし、長期の収支シミュレーションに、将来の収支見込を立てたうえで建替計画を策定・実施している。

課 題

- 極力事業量を平準化した場合でも、ピーク時の事業費は令和3年度予算の2~3倍となる見込であり、事業の着実な実施には、公営住宅整備事業等に係る交付金の確保が課題である。(既設公営住宅の廃止は、R7年度までに約200戸を予定)



- また、大都市と地方都市で公営住宅の整備や維持保全に係る事業費に差がない一方で、公営住宅法で定められた家賃額には差が生じるため、特に地方においては、更新時期が集中する中で事業全体の収支均衡を図るうえで課題がある。



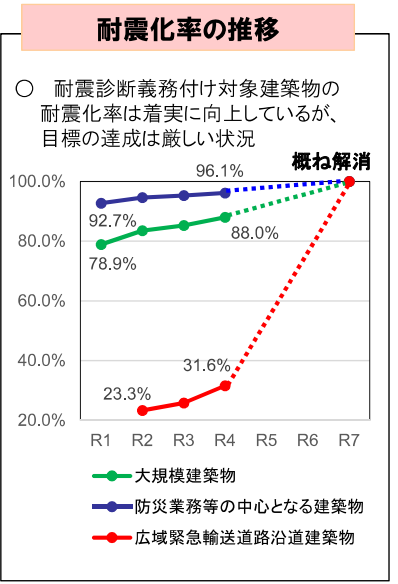
④ 建築物の耐震化の促進

5 安心・安全な暮らしづくり
(4) 持続可能なまちづくりの実現に向けた
良好な居住環境整備等の推進

令和3年度に策定した「広島県耐震改修促進計画(第3期計画)」に基づき、耐震診断義務付け対象建築物に加え、住宅についても重点的に所有者の支援に取り組むことで、建築物の耐震化を促進している。

広島県耐震改修促進計画(第3期計画)に基づく目標と施策

重点施策の対象	耐震化率等の現状 →目標	課題
耐震診断義務付け対象建築物	大規模建築物 ※1 耐震化率:88.0%(R4末) (219棟[耐震性あり]/249棟[全体]) →耐震性不足の建築物を概ね解消(R7、残り:30棟)	<ul style="list-style-type: none"> ・所有者の自己負担が大きい。 ・地震による被災に対する所有者の危機意識が十分でない。 ・概ね解消に向けては、継続的な国の財政措置が必要である。
	防災業務等の中心となる建築物 ※2 耐震化率 96.1%(R4末) (797棟[耐震性あり]/829棟[全体]) →耐震性不足の建築物を概ね解消(R7、残り:32棟)	
	広域緊急輸送道路沿道建築物 ※3 耐震化率:31.6%(R4末) (71棟[耐震性あり]/225棟[全体]) →耐震性不足の建築物を概ね解消(R7、残り:154棟)	
住宅	耐震化率:84.5%(R2)→92%(R7) (補助目標:1,500戸)	<ul style="list-style-type: none"> ・除却及び非現地建替えに対する補助率等が耐震改修及び現地建替えに比べて低い。 (参考)補助率等の比較 <ul style="list-style-type: none"> ・耐震改修・現地建替え(総合支援メニュー) 補助率 80%、最大 100万円 ・除却及び非現地建替え(従来補助) 補助率 23%、最大 83.8万円 ・地震による被災に対する所有者の危機意識が十分でない。



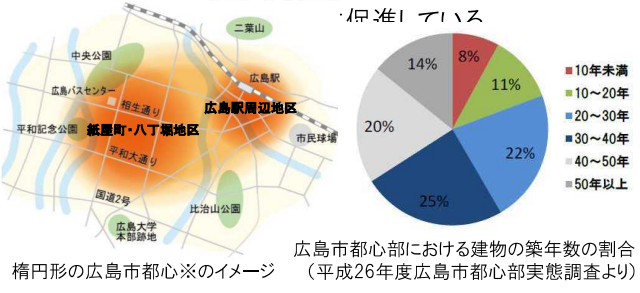
※1 不特定多数の者が利用する建築物(病院、店舗等)及び避難弱者が利用する建築物(学校、老人ホーム等)のうち一定規模以上のもの。
 ※2 耐震改修促進法第5条第3項第1号の規定により、広島県耐震改修促進計画で指定した建築物であり、消防庁調査の防災拠点となる公共施設等とは異なる。
 ※3 広島県緊急輸送道路ネットワーク計画(平成25年6月)に定める広域緊急輸送道路のうち、大規模地震時ご通行を確保すべきとして、広島県耐震改修促進計画(第2期計画 平成28年3月)で指定された道路の沿道の建築物

⑤ 再開発事業等の促進による拠点性の向上

5 安心・安全な暮らしづくり
(4) 持続可能なまちづくりの実現に向けた
良好な居住環境整備等の推進

現状

[現状]
 ○ 本県では、都市の拠点性の向上に資する観点から市街地再開発事業を支援しており、過去約20年間で、8地区の再開発事業に対し、補助金を交付している。
 ○ 広島市都心部においては、数多くの建物が更新時期を迎えており、立地に見合う土地の高度利用が図られていないため、都市の活力・魅力が不足している。
 [広島県の取組]
 ○ 平成29年に広島市とともに「ひろしま都心活性化プラン」を策定し、都心の活性化に向けた取組を進めている。
 ○ 紙屋町・八丁堀地区の活性化に向けたリーディングプロジェクトとして、基町相生通地区第一種市街地



※広島駅周辺地区と紙屋町・八丁堀地区を都心の東西の核と位置付け、都市機能の集積・強化を図ることにより、相互に刺激し高め合う「楕円形の都心づくり」を推進。

課題

[継続的な財政措置が必要]
 ● 基町相生通地区第一種市街地再開発事業(事業期間:R4~R11、総事業費:約460億円)は、令和6年度から建築工事に着手予定であり、事業を本格化することから、着実に推進するためには多額の事業費が必要。
 (事業の必要性)
 当事業は、広島バスセンター等の交通広域結節点に近接しており、世界に通用するラグジュアリーホテルや高規格オフィス等の魅力ある都市機能を導入し、広島商工会議所の移転先となる等、地域経済の活性化を先導する事業であり、県の中核拠点性向上に寄与する。



⑥ 公園、緑地等のオープンスペースの充実

広島県では、将来にわたって愛され続ける公園を目指し、「ひろしま公園活性化プラン」(計画期間:令和4~12年度)を策定し、県立都市公園における利用者ニーズに応じた施設の充実化の取組を進めている。

現状／広島県の取組

(現状)

○ 開園からの年数の経過(30年程度)に応じた大規模な老朽化対策を必要とする施設の増加に加え、新型コロナウイルスの影響に伴う環境の変化などにより、公園に対する価値観や利用者ニーズが変化していることから、公園施設への柔軟な対応が求められている。

(広島県の取組)

○ 長寿命化計画に施設毎の重要度を加味した公園修繕方針を作成し、施設毎に優先順位を付けて計画的に老朽化対策に取り組むこととしている。

○ 公園を取り巻く社会情勢の変化への柔軟な対応や利用者ニーズに応じた施設の充実化に取り組む、県民の健康・スポーツなどの夢や希望への挑戦を後押しし、将来にわたって愛され続ける公園を目指している。

課題

- 計画的な老朽化対策の着実な実施には、都市公園事業に係る交付金などの持続的な予算確保が必要。
 また、利用者の満足度向上に向け、利用者ニーズに応じた施設の充実化への更なる予算措置が必要。
- 都市公園等事業においては、老朽化対策で交付対象とならない事業メニュー(防水対策、既存施設と異なる種別への更新など)があり、また、老朽化対策以外の事業(認定競技場として運営するための更新、遊具の安全措置に必要な対策など)については交付要件が厳しいなど、地方公共団体等の負担が大きい。

【交付対象とならない事例】

○防水対策(例:プール防水塗装) ○異なる種別への施設更新(例:大型遊具 → スケートボード場)



○公認を維持するためのトラック更新

○遊具のハザード除去(例:すべり台からの落下防止対策)



5 安心・安全な暮らしづくり

(5) 外国人材の受入・共生

国への提案事項

1 特定技能制度の普及と円滑な運用、外国人材の活躍を促進する環境の整備

- 制度の普及と運用について、国の責任において実効性のある対策を実施すること。
 - ・地域の実情等を鑑み、人材需要の高い分野の特定産業分野への追加及び特定技能1号12分野全てを2号への移行可能とし、造船・船用工業の特定技能2号の試験スケジュール等を早急に確定させること。
 - ・特定技能制度の普及に向けた、要件や手続きの簡素化・明確化、十分な情報発信と相談窓口機能を強化すること。
 - ・地域の持続的発展にも配慮しつつ、悪質な仲介事業者等の介入を防止するための措置を講ずるなど、大都市その他の特定地域への集中の防止策を講じること。
- 中小企業・小規模事業者を含むすべての企業に対し、継続して必要な支援措置を国において講じるとともに、地方公共団体が行う取組に対しても必要な財政措置を講じること。
 - 〔例〕 ・外国人材の出身国の文化・風習等の理解促進セミナーや、企業現場で有効な平易な日本語による意思疎通手法の習得研修、外国人材の円滑な受入のためのガイドブックの作成など
 - ・企業における多言語対応を可能とするための翻訳ツールや遠隔通訳サービスなど、ハード・ソフト面の支援の仕組みの整備と運営 等
- 国と地方が連携して課題に対応できるよう、外国人材の受入実態や課題など、国やその関係団体が保有する情報を、地方公共団体と共有すること。
 - ・「労働施策総合推進法」に基づく「外国人雇用状況」の届出の情報など、地方公共団体が必要とする情報（雇用事業所の産業分類、事業所規模、国籍別雇用人数と市区町村別の所在地）を提供すること。

5 安心・安全な暮らしづくり (5) 外国人材の受入・共生

国への提案事項

2 多文化共生社会を支える仕組みづくり

- 日本語教育や生活支援など、外国人が安心して暮らすための取組を、地方自治体が計画的かつ総合的に実施できるよう、地域の実情に十分に配慮の上、必要な財政措置（初期費用、運用、維持経費含む）の確保・充実を図ること。
 - ・多言語総合相談ワンストップセンターの拡充（限度額の引上げ等）
 - ・地域日本語教育の総合的体制づくりにおける、都道府県に対する地方財政措置の拡充（補助制度の拡充（R6～）や交付税措置の新設等）
- 多文化共生社会の実現のため、国の責任において一定のサービスを提供できる仕組みづくりを進めること。
 - ・学校での日本語教育など日本語学習機会の提供
 - ・医療通訳等の活用による医療・保健・福祉サービスの提供
 - ・災害時の多言語情報の提供
 - ・自治体行政手続のオンライン化等（自治体DX推進計画）における多言語対応

3 新型コロナウイルス感染症の影響への対応について

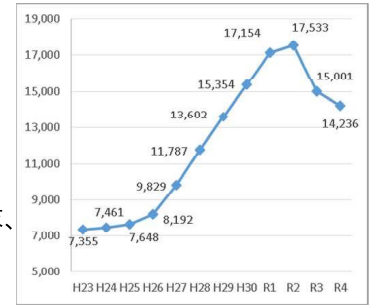
- 新型コロナウイルス感染症の影響から生じる支障を解消するため、必要な次の措置を国の責任において講じること。
 - ・新規入国停止期間の長期化による企業等の人手不足等の課題に対応するため、マッチング支援など実効性のある支援策の実施

【提案先省庁：総務省、法務省、出入国在留管理庁、文化庁】

現状

- 県内では、中小企業を中心に、外国人労働者は増加の一途をたどり、R4年は、38,698人で過去最高を更新(R4.10末、広島労働局調べ)
 - ・外国人労働者は「技能実習」が最も多く、R2年は過去最高に達したが、R3年以降は、コロナ禍の入国制限等もあり、減少しつつある。
 - ・外国人雇用事業所の6割は、規模30人未満の事業所(6,005中3,669事業所)、100人未満を含めると約8割(6,005中4,779事業所)に達する(R4.10末、同)。
 - ・水際対策による入国制限で、「特定技能」が増加したが、国内で「特定技能」の奪い合いになっている。(特定技能*県内:5,121人、全国:130,923人/R4.12末、県内:3,389人、全国:87,471人/R4.6末)
 - ・全国では、特定技能2号が認定されるなど、特定技能2号への移行を検討する企業が増えてきている。(県内:0人、全国:8人※いずれも建設分野/R4.12末)

広島県内の技能実習生数(各年10月末時点)



広島県内の「特定技能」在留外国人数(R4年12月末時点)

都道府県	総数	単位:人												
		介護分野	ブルーカラー分野	素材・産業機械・電気電子情報関連製造業	建設分野	造船・舶用工業分野	自動車整備分野	航空分野	宿泊分野	農業分野	漁業分野	飲食料品製造業分野	外食業分野	
全 国	130,923	16,081	1,867	27,725	12,776	4,602	1,738	167	206	16,458	1,638	42,505	5,158	
広 島 県	5,121	333	36	999	380	1,569	74	0	0	239	293	1,156	42	

- 外国人材生活意識調査(令和4年度)における生活上の課題
 - ①地域の人とコミュニケーションが取れない
 - ②日本の文化や習慣が理解できない
 - ③病院でことばが通じない
 - ④災害の時にどうしたらいいのかわからない など

国・広島県の取組

- 外国人に対する情報提供、相談を多言語で行うワンストップ型相談窓口の整備・運営
 - [交付金]外国人受入環境整備交付金
 - [交付対象]全地方公共団体
 - [補助率、限度額]
 - 整備:10/10、外国人住民数に応じ200~1,000万円
 - 運営:1/2、外国人住民数に応じ200~1,000万円 (地方交付税措置あり)
- 地域における日本語教育推進のための体制づくり (人材の確保や日本語教室の運営等)
 - [補助金]地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業
 - [交付対象]都道府県、政令指定都市など
 - [補助率、補助額]1/2、上限なし
 - [市町村:地方交付税措置あり、都道府県:地方交付税措置なし]
- 特定技能外国人の職場定着に取り組み、かつ、特定技能2号輩出を目指す県内に主たる事業所を有する中小企業者に対して、取組に係る費用の一部を支援
 - [補助金]特定技能外国人受入モデル企業支援事業補助金 [補助対象経費]
 - ・特定技能1号から2号へのステップアップへの支援に要する経費等
 - [補助率、補助額]3/4以内、上限額1社あたり300万円

課題

- 【特定技能制度の円滑な運用】
 - 人材需要が高い運輸業や倉庫業については、現在の就労可能な12分野に含まれていないなど、業界団体の要望に対応できていない。
 - 現在2号が2分野しか対応できていないことや、2号へ移行できる造船・舶用工業の試験スケジュールが確定されていないため、このままでは帰国せざるを得ない特定技能外国人があふれてくる。
 - 地方出入国在留管理官署の窓口において、個別企業等の相談・手続に時間を要している。
 - 企業等において、制度が複雑であるため、理解や手続のための負担感が大きく、制度の利用が進んでいない。
 - 悪質な仲介事業者等の介在により、大都市その他の特定地域への流出が進んでいる。
- 【生活者としての外国人が暮らすための環境整備】
 - 外国人が安全に安心して地域社会で暮らすための生活支援として、行政・生活情報や災害時の防災情報の多言語化、母語で相談を受けられる窓口の整備、安心して医療・保健・福祉等のサービスを受ける環境整備等を進める必要がある。
 - また、外国人に対して、地域で生活するために必要な日本語学習等の機会提供も必要である。
- 【新型コロナウイルス感染症の影響への対応】
 - 長期に渡る入国制限等により、県内中小企業において人手不足が深刻化している。